手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

平成17年4月1日発行

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がお 客様の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎをすること などにより旅行者が運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の 旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます。) の提供 を受けることが出来るように手配することを引き受ける。

2. 旅行代金

- 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、 宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う旅行費用および、 当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除 きます。)をいいます。
- (2) 当社が善良な管理者の注意を持って旅行サービスの手配をしたとき には、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。した がって満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等 との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合でも、 当社がその義務を果たしたときは、旅行者は当社に対し、当社所定 の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなけ ればなりません。

3. 契約の申込、契約の成立時期

- (1) 契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込み書に所定の事 項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出 して頂きます
- (2) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前(1) 号の申込金を受理し たときに成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることな く契約の申し込みを受けることがあります。この場合契約の成立時 期は、契約書面に記載します。
- (4) (1) 号の申込金は、旅行代金、取消料その他の、旅行者が当社に 支払う金銭の一部として取扱います。
- (5) 当社は、(1) 号の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービ スの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該 旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものに ついては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場 合においては、契約は当社が契約の締結を承諾した時に成立するも のとします。

4. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限 りお客様の求めに応じます。
- (2) 旅行者から契約内容の変更の申し出があったときは変更のために運 送・宿泊機関等に支払う取消料、違約金を負担いただくほか、下記 の変更手数料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内 容変更によって生ずる旅行代金の増減は旅行者に帰属するものとし ます。変更手続料金における、運送。宿泊機関及び観光施設の変更 については別表(1)をご参照下さい。

5. 契約の解除

- (1) 旅行者は、いつでも契約の全部又は一部を解除することが出来ます。 旅行者が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - 別紙の見積書に記載した取扱い手数料
 - (2) 旅行者がすでに提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用
 - 旅行者がいまだに提供を受けていない旅行サービスにかかる 取消料、違約金その他に旅行サービス提供機関に支払う費用
 - 前号の旅行サービスの手配にかかる取消手続料金は別表 (2) をご参照下さい
- (2) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となっ たときは、契約を解除することが出来ます。
- (2) により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当社は、旅 行者が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいた だきます。この場合において、当社は収受した旅行代金から旅行者 が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

6. 当社による契約の解除

- (1) 当社は、旅行者が所定の期目までに旅行代金を支払わないときは、 当社は契約を解除することがあります。
- (2) 前号により契約が解除されたときは旅行者は前号(1)の料金を当 社に支払わなければなりません。

7. 旅行代金の変更

旅行開始後において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由 により旅行代金の変動が生じたときは旅行代金を変更することがあ

8. 旅行代金の精算

- (1) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場 合には、旅行終了後速やかに精算いたします。
- (2) 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅 行者は当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- (3) 精算旅行代金が旅行代金として収受した金額に満たない場合は、当社 は旅行者にその差額を支払います。

日本トラベルセンター株式会社

大阪府知事登録旅行業第2-1255号 〒550-0011 大阪市西区阿波座 1-1-10 平田ビル7階 TEL06-6532-0973/FAX06-6532-0974

9. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」と いいます。)がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。) を定めて申し込んだ契約については、以下に取り扱うものとします。

- (1) 当社は、旅行者が定めた契約責任者が構成員の契約締結に関する一切 の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約 責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行 開始後は契約責任者が選んだ引率責任者を契約責任者とみなします。
- (2)当社は申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けること があります。この場合契約の成立の時期は契約責任者に交付する契約 書面に記載します。
- (3) 当社は契約責任者が構成員に対し現に負い、又は将来負う事が予想 される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成 員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければまりません。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能 な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増 減は構成者に帰属するものとします。
- (6) 当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受 けた上で添乗サービスを提供することがあります。添乗員の業務時 間は原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任及び免責

- (1) 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害 を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関 与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を 除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日か ら起算して、国内旅行にあっては14日以内に、当社に対して通知 があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故 意又は重大な過失がある場を除きます。) として賠償します。

11.お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様 は損害を賠償しなければなりません。
- (2) 客様は、当社から提供される情報を活用し、旅行者の権利・義務その 他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについ て、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やか に当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりませ

12. 個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報 について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、 お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提 供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に 必要な範囲内で利用させて頂きます。

※このほか、当社では、①当社及び当社と提携する会社の商品や サービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想 の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくこと があります

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、 電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要 となる最小限の範囲のものについて、手配代行会社との間で、共同 して利用させて頂きます。当社は、それぞれの会社の営業案内、催 し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを 利用させていただくことがあります。なお、当社個人情報取扱い管 理者の氏名及びプライバシーポリシーについては、当社ホームペー ジ(http://www.campart.co.jp/)をご参照ください。

13. 約款準拠

本旅行条件書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行 契約の部)に定めるところによります。

DJ F

別表(1)変更手続料金(8名以上の場合)

運送・宿泊及び観光施設の変更 運送・宿泊機関等1件に付き 500円

別表

(2) 取り消し手続料金 (8名以上の場合)
運送・宿泊及び観光施設の取り消し手続料金
1運送機関に付き 500円
1宿泊機関に付き 500円
その他1機関に付き 500円